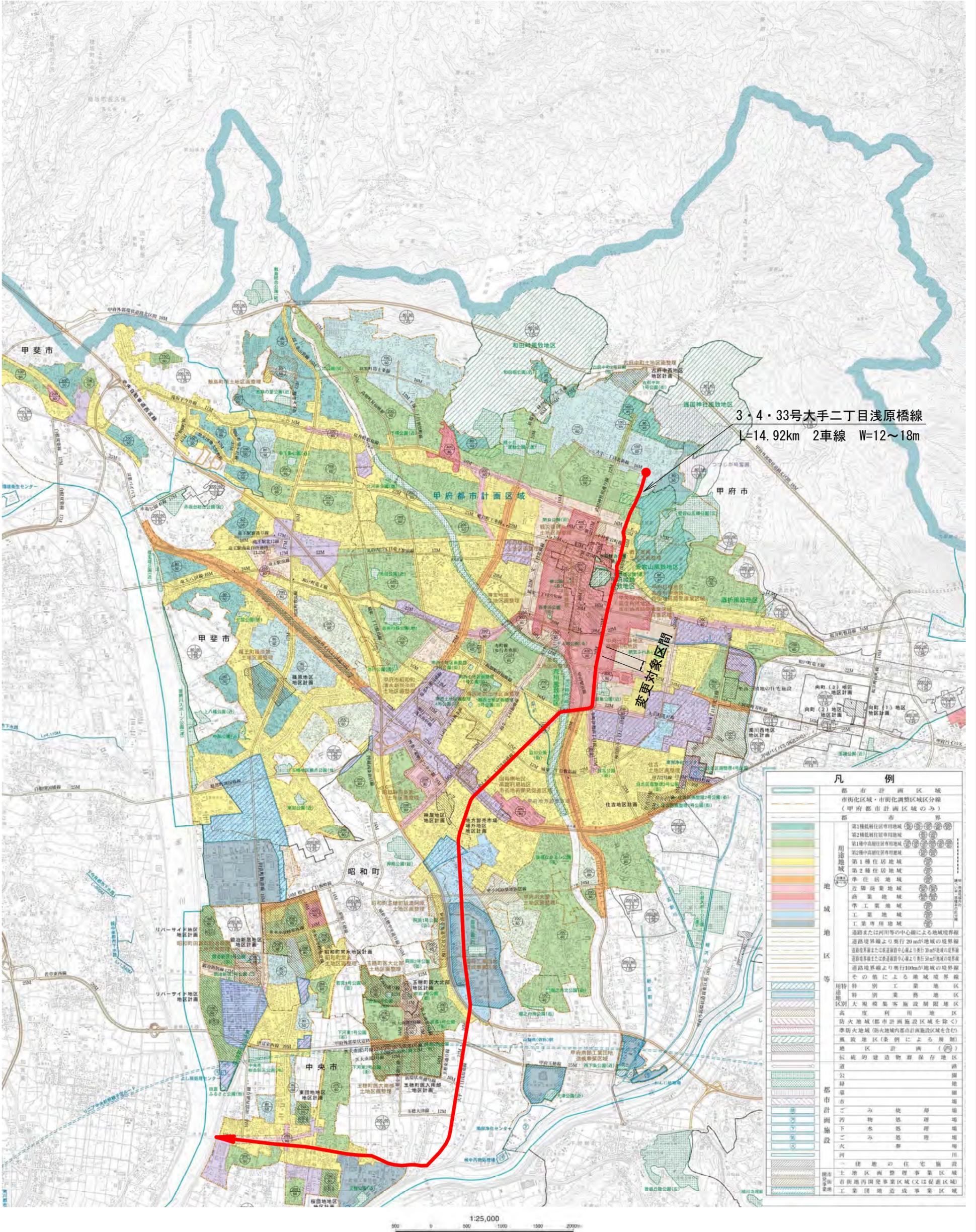


# 都市計画総括図



3・4・33号大手二丁目浅原橋線  
L=14.92km 2車線 W=12~18m

変更対象区間

凡 例		
都市計画区域		
市街化区域・市街化調整区域区分線 (甲府都市計画区域のみ)		
都 市 界		
用途地	第1種低層住居専用地域	
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
地 区	工業地域	
	工業専用地域	
	道路または河川等の中心線による地域境界線	
	道路境界線より通行20mが地域の境界線	
	道路境界線または河川等の中心線より通行30mが地域の境界線	
	道路境界線または河川等の中心線より通行50mが地域の境界線	
	道路境界線より通行100mが地域の境界線	
	その他による地域境界線	
	用 特	特別工業地区
	用 特	特別業務地区
都市計画施設	大規模集客施設制限地区	
	高度利用地区	
	防火地域(都市計画施設区域を除く)	
	準防火地域(防火地域内都市計画施設区域を含む)	
	風災地区(条例による制限)	
	地区計画	
	伝統的建造物群保存地区	
	道 路	
	公 園	
	緑 地	
市 街	市街地再開発事業区域	
市 街	市街地再開発事業区域(又は促進区域)	
市 街	工業団地造成事業区域	

1:25,000  
500 0 500 1000 1500 2000m